

論文題目「強盗関連罪の身分犯的構成」

審査委員	主査	大沼邦弘
	副査	奥山明良
	副査	新山一雄
審査協力者	名古屋大学大学院 法学研究科教授	山本輝之

I 論文の概要

1 論文の目的

わが国の刑法は、強盗の罪について、基本となる強盗罪（236条）のほかに、これに準ずる類型として、事後強盗罪（238条）と昏酔強盗罪（239条）を規定し、その加重類型として、強盗致死傷罪（240条）と強盗強姦罪・同致死罪（241条）を規定している。これらの強盗の罪のうち、強盗罪は、「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。」と規定され、昏酔強盗罪は、「人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。」と規定されており、行為主体になら限定がない。これに対して、事後強盗罪は、「窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。」と規定され、強盗致死傷罪は、「強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。」と規定され、強盗強姦罪・同致死罪も、「強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。」と規定されており、いずれも、規定形式、すなわち主語と述語の関係からは、行為主体が窃盗犯人と強盗犯人に限定されている身

分犯と解することができる。

しかし、事後強盗罪は身分犯であるとしても、強盗致死傷罪と強盗強姦罪・同致死罪は身分犯ではないとする論者が多い。これら三罪は、形式的には身分犯であるが、実質的には身分犯でないとして、事後強盗罪は窃盗罪と暴行罪・脅迫罪の結合犯であり、強盗致死傷罪は強盗罪と致死傷罪の結合犯、あるいは強盗罪の結果的加重犯であり、強盗強姦罪は強盗罪と強姦罪の結合犯、同致死罪は強盗罪と強姦致死罪の結合犯ないし強盗強姦罪の結果的加重犯であると解すべきだとするのである。

ところで、これら三罪については、正犯者の行為に途中から関与した共犯者をどのように処罰すべきか、窃盗ないし強盗後に、暴行・脅迫、致死傷、強姦・同致死の結果が発生すればすべて処罰してよいのか、なんらかの限定が必要ではないか、いつの時点で既遂となり未遂となるのか、などについて議論があり、激しい対立もある。

本論文は、論者が強盗関連罪と称する事後強盗罪、強盗致死傷罪、強盗強姦罪・同致死罪を、統一的に、形式的にも実質的にも身分犯であると解して、これら強盗関連罪に関する上記のような解釈論上の重要問題に妥当な解決を示そうとしたものである。

本論文は、「はじめに」で、問題の所在を明らかにする。そのうえで、第 1 章「ドイツにおける強盗関連罪」では、強盗的窃盗罪、重強盗罪、強盗致死罪、謀殺罪をめぐる議論とわが国の強盗関連罪をめぐる議論を比較検討して、参考すべき点を指摘する。第 2 章「事後強盗罪の身分犯的構成」では、結合犯説（非身分犯説）と、真正身分犯説、不真正身分犯説による共犯の処理、既遂・未遂時期の画定、処罰範囲の限定を検討する。第 3 章「強盗致死傷罪の身分犯的構成」では、結果的加重犯説と結合犯説による共犯の処理、既遂・未遂時期の画定、処罰範囲の限定、強盗殺人の処理、死者の占有の否認について検討を加えたうえで、身分犯的構成の可能性を論じ、これによる解決を示す。第 4 章「強盗強姦罪の身分犯的構成」では、結合犯説による共犯の処理、既遂・未遂時期の画定、強盗強姦未遂罪の刑の下限の処理について検討を加えたうえで、従来殆どみられなかった身分犯的構成の可能性を論じ、これによる解決を示す。

最後に、「おわりに」で、本論文を概括し、残された課題について述べる。各章の概要は、以下のとおりである。

2 第1章 ドイツにおける強盗関連罪

ドイツ刑法の強盗の罪には、強盗罪（249条）と、これに関連する重強盗罪（250条）、強盗致死罪（251条）、強盗的窃盗罪（252条）、強盗的恐喝罪（255条）、および謀殺罪（211条）がある。

これらの強盗関連罪の中で、強盗的窃盗罪は、わが国の事後強盗罪に部分的に相当し、重強盗罪は、わが国の強盗罪と強盗致傷罪・強盗傷人罪（240条前段）と強盗殺人未遂罪（240条後段、243条）にまたがる規定であり、強盗致死罪は、わが国の強盗致死罪・強盗殺人罪（240条後段）に相当する（殺人の故意ある場合は、わが国の強盗殺人罪に相当する謀殺罪も成立する）。なお、ドイツ刑法には、わが国の強盗強姦罪・同致死罪に相当する規定はない。その態様によって、強盗罪ないし重強盗罪と、強姦罪（177条）ないし強姦致死罪（178条）が成立することになる。

そこで、本論文は、本章において、ドイツの強盗的窃盗、重強盗、強盗致死各罪における主要な論点に関する議論を精査し、わが国の事後強盗罪と強盗致死傷罪に関する前述のような議論に参考とすべき点を指摘する。

まず、ドイツの強盗的窃盗罪は、「窃盗の現行犯に当たる者が、窃取した財物の占有を保持するために、人に対して暴行を加え、または身体もしくは生命に対する現在の危険をもってする脅迫を用いたときは、強盗と同様に処罰する。」と規定されており、わが国の取り返し防止目的の事後強盗罪に相当する。しかし、その行為主体には共犯も含まれると解されており、共犯と身分の問題は生じない。だが、行為主体は、「窃盗の現行犯」に限定されており、その処罰範囲は明確である。これに対して、わが国の事後強盗罪を身分犯と解した場合には、「窃盗」身分がいつ喪失するかを問題とせざるをえないことになるが、「窃盗」身分を窃盗の現行犯人に限定することも検討されてよいとする。また、ドイツの強盗的窃盗罪の既遂・未遂は、暴行・脅迫の完成の有無によって決定すべきだとされている。これに対して、わが国では、事後強盗罪の既遂・未遂

は、先行する窃盗の既遂・未遂によって決定されるとするのが判例・通説であり、暴行・脅迫の完成の有無を問題とする論者は少ない。ドイツの強盜的窃盗罪と同様に、暴行・脅迫の完成の有無をもって事後強盜罪の既遂・未遂を決定することも検討されてよいとする。

つぎに、ドイツの強盜致死罪は、「行為者が強盜(249, 250 条)によって、少なくとも軽率に他人を死亡させたときは、終身又は 10 年以上の自由刑に処する。」と規定されている。この強盜致死罪は、強盜ないし重強盜の結果的加重犯であると解されているが、故意により死の結果が発生したときにも成立し、「利欲から」という動機による謀殺罪との観念的競合となり、重い謀殺罪によって処罰されることになることと解されている。また、結果的加重犯と解することにより、その既遂が成立するためには、強盜の完成が必要とされている。これに対して、わが国の強盜致死罪の既遂については、死の結果が発生すれば足り、強盜の既遂・未遂は問わないというのが判例・通説である。しかし、強盜の既遂をもって強盜致死罪の既遂とすることも検討されてよいとする。

さらに、ドイツ刑法は、殺人については故殺罪(212 条)とともに、謀殺罪(211 条)を規定し、「利欲から」人を殺した者を謀殺罪で重く処罰する。この「利欲から」という動機による謀殺罪は、わが国の強盜殺人罪に相当するが、「利欲から」という動機をもった者による殺人を故殺よりも重く処罰する身分犯と解し、その共犯については、共犯と身分の問題として処理している。この点も、わが国の強盜殺人罪の共犯の処理について参考にしてよいと言う。

3 第 2 章 事後強盜罪の身分犯的構成

本章では、事後強盜罪における結合犯説と、身分犯説による共犯の処理、処罰範囲の限定、既遂・未遂時期の画定に関する議論について検討を加えた上で、事後強盜罪の身分犯的構成とこれによる結論が妥当だとする。

平成 7 年の刑法一部改正前の旧 238 条は、「窃盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又八逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル為メ暴行又八脅迫ヲ為シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス」と規定されていた。この「窃盜」という文言については、窃盜犯人と解すべきか、あるいは窃盜行為と解すべきかが争われてきた。一部改正後は、

「窃盗が、…暴行又は脅迫をしたとき…」と改められ、「窃盗」のつぎに、「が」という助詞と句点が付されており、「窃盗」という文言は、暴行・脅迫をした主体たる窃盗犯人と解すべきことが、旧 238 条よりもより明確になっている。窃盗行為が暴行・脅迫をするということはあるからである。しかし、非身分犯説の論者は、規定形式上は身分犯であるが、「窃盗」は窃盗行為と解すべきであり、実質的には結合犯であると主張する。

本罪を窃盗罪と暴行罪・脅迫罪との結合犯と解すれば、正犯者が窃盗に着手した後に、暴行・脅迫についてのみ関与した共犯者は、暴行罪・脅迫罪の共犯としてではなく結合犯全体、すなわち事後強盗罪の承継的共犯として重く処罰されることになる。これに対して、本罪は窃盗犯人による暴行罪・脅迫罪を規定したものと解する身分犯説は、さらに真正身分犯説と不真正身分犯説とに分かれる。真正身分犯説は、本罪と暴行罪・脅迫罪とは、財産に対する罪と身体・自由に対する罪という罪質の差異があるから、本罪を暴行罪・脅迫罪の加重類型と解することはできないとする。この真正身分犯説によれば、事後強盗の暴行・脅迫にのみ関与した者には、65 条 1 項が適用されて本罪の共犯として重く処罰されることになる。これに対して、不真正身分犯説は、罪質の差異は真正身分犯説の決定的な根拠とはなりえないとし、本罪は暴行罪・脅迫罪の加重類型と解してよいとする。この不真正身分犯説によれば、事後強盗の暴行・脅迫にのみ関与した者には、65 条 2 項が適用されて暴行罪・脅迫罪の共犯として軽く処罰されることになる。本論文は、「窃盗」は窃盗犯人と解せざるをえないが、そうだとすると、本罪の実行行為は暴行・脅迫であり、暴行罪・脅迫罪は、窃盗犯人でなくとも犯すことができる犯罪であるから、本罪は、暴行罪・脅迫罪の加重類型であり、不真正身分犯であるとする。窃盗に関与せず、財物領得と因果関係のない暴行・脅迫にのみ関与した者を本罪の共犯として重く処罰するのは疑問だというのである。

また、事後強盗罪の処罰範囲について、判例・通説は、窃盗と時間的・場所的近接性のある「窃盗の機会」とその継続中における暴行・脅迫のみに限定すべきであるとする。この「窃盗の機会」による限定は、窃盗行為と暴行・脅迫行為の結合の程度を問題とする結合犯説には適合する。しかし、身分犯説は、

窃盗犯人が暴行・脅迫を行えば本罪が成立するというのであるから、「窃盗の機会」を問題とする余地がないという批判もある。本論文は、身分犯説は、窃盗身分の得喪を基準として本罪の処罰範囲を論じるべきであるとする。わが国の取り返し防止目的の事後強盗罪に相当するドイツの強盜的窃盗罪は、行為主体を窃盗の現行犯に限定しているが、これを参考にして、事後強盗罪の「窃盗」を窃盗の現行犯人と解し、行為者が窃盗に着手したときに窃盗身分を取得し、窃盗の現行犯性を喪失した時点で、窃盗身分を失い、その後の暴行・脅迫は事後強盗罪を構成しないと解するのである。わが国の刑事訴訟法 212 条 1 項は、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。」と規定しているが、現行性の解釈においては、時間的・場所的近接性が必要とされており、その具体的な結論は、事後強盗罪における「窃盗の機会」説の結論とほぼ一致していることをも根拠とする。

事後強盗罪は、未遂も処罰されるが(243条)、その未遂とは何かについても学説上争いがある。判例・通説は、本罪の既遂・未遂は、先行する窃盗の既遂・未遂によって決定されるとする。これによれば、窃盗が未遂であれば、後行する暴行・脅迫が行われても、本罪は未遂となり、窃盗が既遂であって、後行する暴行・脅迫が行われたときには本罪は既遂となるとされる。結合犯説では、結合されている犯罪の一部である窃盗が未遂である以上、本罪全体が未遂になるとして、判例・通説を支持する見解と、「窃盗」とは窃盗既遂を意味し、窃盗未遂型の本罪を認める余地はないとする見解もある。身分犯説でも、判例・通説を支持する論者が多いが、窃盗が未遂の場合だけでなく、暴行・脅迫が未遂の場合にも本罪の未遂を認めるべきだとする見解もある。本論文は、事後強盗罪の未遂は、窃盗犯人による暴行・脅迫の未遂であって、窃盗の未遂・既遂は本罪の未遂・既遂を左右しないと主張する。

4 第3章 強盗致死傷罪の身分犯的構成

本章では、強盗致死傷罪における結果的加重犯説と結合犯説による、殺人の故意ある場合の処理、共犯の処理、処罰範囲の限定、既遂・未遂の画定に関する議論を検討したうえで、本罪を身分犯として構成することが可能か、可能だ

としたら、本罪をめぐる上記のような解釈論上の諸問題について、いかなる解決を与えうるかを検討する。

強盗致死傷罪は、平成7年の刑法一部改正前は、「強盗人ヲ傷シタルトキ... 死ニ致シタルトキ...」と規定されていたが、改正後も、「強盗が、人を負傷させたとき...、死亡させたとき...」と規定されており、結果的加重犯としての規定形式を有しているため、傷害・殺人の故意ある場合を含むかが問題とされてきた。判例・通説は、殺人の故意ある場合（強盗殺人）については、これを肯定してきた。本罪を結果的加重犯と解する立場では、ドイツの結果的加重犯理論を参考にして、結果的加重犯は、加重的結果について「少なくとも」過失を必要とするが、必ずしも故意のある場合までも排除するものではないとして、「故意ある結果的加重犯」を認めて、判例・通説の結論を支持するものもある。だが、最近の判例・学説は、強盗殺人罪を強盗罪と殺人罪の結合犯としてとらえ、強盗殺人の場合も、240条後段に当然に含まれると解している。これに対して、本論文は、240条後段は「強盗犯人が、...人を死亡させたとき」と読むべきだとして身分犯説に立ち、また、「故意ある結果的加重犯」を認めなくとも、強盗殺人罪を結合犯と解さなくとも、端的に、「人を死亡させたとき」には、「人を殺したとき」、すなわち強盗殺人も240条後段に含めてよいと、主張する。

正犯が強盗目的で被害者を殺傷した後に、財物奪取のみに関与した共犯者については、結果的加重犯説と結合犯説では、承継的共犯の問題として処理されて、重い強盗致死傷罪の共犯として処理されることになりかねない。これに対して、本論文は、本罪を身分犯と解すれば、本罪の実行行為は、殺傷であって、財物奪取ではないので、殺傷後の財物奪取は、占有離脱物横領罪（254条）ないし窃盗罪（235条）を構成するが、これら両罪は強盗致死傷罪に吸収されると解すれば、財物奪取のみへの関与者は、軽い占有離脱物横領罪ないし窃盗罪の共犯として処罰されることになる、と主張する。

そして、結果的加重犯説と結合犯説によれば、強盗致死傷罪が成立するためには、死傷の結果が「強盗の機会」に生じればよいとされている。これに対して、本論文は、身分犯説によれば、事後強盗罪の行為主体を窃盗の現行犯人に

限定したと同様に、ここでも、その主体を強盗の現行犯人に限定し、強盗犯人が現行犯性を保有している間に、死傷の結果が生じれば本罪は成立するとしてよいと、主張する。

なお、「強盗の機会」説によれば、強盗の共犯者相互が仲間割れをして死傷の結果が発生した場合にも、強盗致死傷罪が成立することになりかねないが、本論文は、ドイツの強盗致死罪の客体である「他人」は、強盗への非関与者を意味すると解されており、わが国の強盗致死傷罪の客体である「人」についても、強盗の共犯者は除外されると解して、このような場合には、本罪は成立しないと解することができるかと主張する。

強盗致死傷罪の既遂・未遂については、判例・通説は、死傷の結果が生じていれば、強取が未遂であっても本罪の既遂となり、強取が既遂であっても、死傷の結果が生じなければ、本罪の未遂となるとする。これに対して、本論文は、本罪を強盗犯人による致傷、傷害、致死、殺人罪と解すれば、行為者が、強取目的で、暴行・脅迫に着手したとき、すなわち、強盗身分を取得したときに、本罪の未遂が成立し、死傷の結果が発生したときに本罪は既遂になると、主張する。もっとも、そのような結論は判例・通説の結論と同じである。

さらに、強盗致死傷罪については、死者の占有も問題になりうる。財物領得の意思で人を殺して、財物を奪取した場合には、強盗殺人罪の成立を認めるのが判例・通説である。死者には占有が認められないから、このような場合も、殺人罪と占有離脱物横領罪の成立を認めることもできないわけではない。これに対して、本論文は、強盗殺人罪を、強盗身分者による殺人罪と解する身分犯説によれば、「死者の占有」を問題とすることなしに、強盗殺人罪の成立を認めることができると、主張する。

5 第4章 強盗強姦罪の身分犯的構成

強盗強姦罪・同致死罪については、強盗罪と強姦罪、強盗罪と強姦致死罪の結合犯と解するのが判例・通説である。強盗犯人による強姦・強姦致死と解する身分犯説をとる見解もないではないが、その身分が真正身分なのか不真正身分なのかまで論じた者はこれまでいなかったといつてよい。

強盗強姦罪・同致死罪において、正犯者が強盗に着手した後に強姦に出ようとした際に、途中から強姦部分にのみ関与した者については、本罪を結合犯と解すれば、重い強盗強姦罪の承継的共犯として処理されることになる。これに対して、本罪を真正身分犯と解すれば、65条1項が適用されて、重い強盗強姦罪の共犯とされるが、不真正身分犯と解すれば、65条2項が適用されて軽い強姦罪の共犯として処罰されることになる。本論文は、本罪も、不真正身分犯と解すべきであり、その結論も妥当だとする。

強盗強姦罪・同致死罪の処罰範囲についても、判例・通説は、強盗致死傷罪におけると同様に、「強盗の機会」に強姦が行われれば強盗強姦罪が成立し、致死の結果が生じた場合に、同致死罪が成立するとしている。これに対して、本論文は、「強盗」を強盗の現行犯人と解して、強盗の現行犯人が、現行犯性を保有している間に、強姦が行われれば強盗強姦罪が成立し、致死の結果が生じれば、同致死罪が成立すると、主張する。

強盗強姦罪の既遂・未遂については、強姦の既遂・未遂によって決定され、強盗未遂であっても、本罪は既遂となり、強盗強姦致死罪の既遂・未遂についても、致死の結果の有無によって決定され、強姦が未遂であっても、本罪は既遂となるとするのが判例・通説である。しかし、本罪は、結果的加重犯であるから、本罪の未遂は、強姦が未遂の場合しか考えられないが、強姦致死罪(181条)の法定刑との均衡から、致死の結果が生じたときに、本罪の既遂を認めるべきであり、結局、本罪の未遂は認められないことになるとする見解もある。これに対して、本論文は、結合犯説によるならば、強盗の完成の有無によっても本罪の既遂・未遂が決定されるべきではないかと批判し、身分犯説によれば、強盗に着手した時点で「強盗」身分が発生するから、強盗の完成の有無によっては強盗強姦罪・同致死罪の既遂・未遂は決定されないと解することができる、と、主張する。

なお、強盗は既遂であったが、強姦は未遂であったという強盗既遂型の強盗強姦未遂罪について未遂減輕をする場合、その短期は、強盗罪の刑の下限である懲役5年を下回る可能性がある。判例には、強盗強姦罪を結合犯と解して、結合犯は一罪として扱われるから、未遂の処断刑の下限が強盗罪の下限を下回

ることもやむを得ないとするものもあるが、強盗強姦罪は「数罪性の強い結合犯」であって、数罪と同様に取り扱われるから、強盗罪の下限を下回することは許されないとするものもある。

この点について、本論文は、罪数論の見地から検討し、強盗強姦罪には、強盗罪・強姦罪が法条競合のかたちで吸収されているから、強盗既遂型の強盗強姦未遂罪にも、強盗既遂罪が吸収されていることになり、このような場合には、吸収一罪となっている犯罪の刑の下限が、吸収している犯罪のそれに制約されるべきではないかとし、強盗既遂型の強盗強姦未遂罪の刑の下限は、これに吸収されている強盗既遂罪の刑の下限である懲役5年ということになると、主張する。

以上が本論文の概要である。

II 論文の評価

本論文は、上述のように、強盗に準ずる事後強盗罪、強盗罪の加重類型である強盗致死傷罪および強盗強姦罪・同致死罪の三罪はすべて、形式的にも実質的にも身分犯と解すべきであり、身分犯的構成を徹底することによって、これら三罪をめぐる解釈論上の諸問題、すなわち共犯の処理、処罰範囲の限定、既遂・未遂時期の画定などについて、統一的で、妥当な解決を与えることができると主張する。

たしかに、事後強盗罪、強盗致死傷罪、強盗強姦罪・同致死罪はいずれも、規定形式上は身分犯と解せざるをえないと思われる。しかし、非身分犯説は、形式的には身分犯であるが、実質的には身分犯でないとする。本論文は、身分犯であることと、結合犯、結果的加重犯であることとは、択一的であり、両立しえないとして、実質的にも身分犯と解すべきだとする。このような主張は、これまでに見られなかったといってよい。新たな主張として、その是非が検討されてしかるべきである。その点に、本論文の意義を認めることができる。

しかし、事後強盗罪は身分犯ではあるが、結合犯でもあると解せないか、強盗致死傷罪は身分犯であるが、結合犯でもあり、結果的加重犯でもあると解せないか、強盗強姦罪・同致死罪は身分犯であるが、結合犯でもあり、さらに結

果的加重犯でもあると解せないか、身分犯であることと、結合犯ないし結果的加重犯であることとは両立しえないとする点にはなお疑問が残る。一層の検討が望まれよう。

本論文は、事後強盗罪を不真正身分犯と解して、正犯者の行為に途中から関与した共犯者は、軽い暴行罪・脅迫罪で処罰してよいとする。さらに、強盗致死傷罪、強盗強姦罪・同致死罪についても、不真正身分犯と解して、共犯者を重い強盗致死傷罪、強盗強姦罪・同致死罪ではなく、軽い致死傷罪、強姦罪・同致死罪で処罰してよいとする。これまで、強盗致死傷罪と強盗強姦罪・同致死罪については、共犯の処理が問題とされることは少なかったので、この本論文の主張は、強盗致死傷罪と強盗強姦罪・同致死罪における共犯の処理について、新たな問題提起をしたことになる。

本論文は、事後強盗罪の行為主体を窃盗の現行犯人、強盗致死傷罪と強盗強姦罪・同致死罪の行為主体を強盗の現行犯人と解して、窃盗犯人、強盗犯人が現行犯性を取得し、喪失するまでの間の暴行・脅迫、殺傷、強姦・同致死行為に処罰範囲を限定すればよいとする。このような主張は、身分犯説によって処罰範囲を限定しようとするとき、有用な手段となりうると思われる。

なお、本論文は、強盗致死傷罪を強盗犯人の強盗行為による結果的加重犯と解すれば、殺傷の「故意ある結果的加重犯」と認めざるを得ないことになるとうししながら、「故意ある結果的加重犯」を認めることには消極的である。しかし、その検証は十分ではない。この点もなお一層の検討が望まれよう。

また、ドイツにおける強盜的窃盗罪、重強盗罪、強盗致死罪、および謀殺罪規定をめぐる議論を紹介し、わが国の強盗関連罪をめぐる議論とを比較検討した部分は、本論文全体の半分近くを占める。本論文が参考とすべきだとして指摘した点は的確である。しかし、比較法的な考察としては必ずしも十分なものとはいえない。

以上のように、本論文には、傾聴に値する提言が多々ある。その主張は、強盗関連罪における解釈論上の諸問題の解決に資するところが大きいといってよい。

なお、本論文の理論構成は概ね緻密であるが、用語、表現が適切でなく、文

章が冗長であるために、読みづらいところもある。本論文が公表される時には、さらなる校正が求められよう。

以上が本論文に対する評価である。

III 論文審査の結果

審査委員と審査協力者 4 名は、平成 17 年 11 月 10 日に提出された本論文について、慎重に審査した結果、博士（法学）の学位を授与するに十分な水準に達しているものと認定した。

IV 試験および学力確認の結果

審査委員と審査協力者 4 名は、平成 18 年 2 月 20 日に、本論文の提出者である神元隆賢に対して、本論文とこれに関連する学科目について、口述による試験を実施し、学力の確認を行ったが、その結果、合格と判断した。

V 学位授与の可否に関する意見

論文審査と試験及び学力の確認結果、本論文の提出者である神元隆賢に、成城大学大学院より、博士（法学）の学位を授与することができると認定した。

以上

平成 18 年 2 月 23 日